

松が丘片山町会会則

第1章 総 則

第1条 本会は松が丘片山町会と称し、事務所を中野区松が丘2丁目27番1号北野神社境内松が丘片山会館に置く。

第2条 本会は松が丘1丁目、2丁目（1部を除く）の居住者をもって構成し、地域を部に区分し、部内に班を設ける。

第2章 目的及び活動

第3条 本会は安全な住みよい町づくりを目指し公共的な活動をするとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の部を置き、後記の活動を行う。

- ・文化部
- ・福祉厚生部
- ・防火部
- ・防災部
- ・防犯部
- ・交通部
- ・広報部
- ・緑化環境部
- ・婦人部
- ・青年部

1. 文化教養向上に関する事項
2. 社会活動に関する事項
3. 保健衛生に関する事項
4. 青少年補導育成に関する事項
5. 防火・防災・防犯・交通安全に関する事項
6. 地域環境整備・改善に関する事項
7. 広報活動に関する事項
8. 葬祭に関する事項
9. その他本会の目的達成のため必要と認める事項

第3章 会 員

第5条 本会は、第2条に定める居住者で、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第6条 本会の会員は、毎月第17条に定める会費を納入し、会の目的達成に協力する。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	部長
副 会 長	2名以上	副部長
総 務	2名	地区部長
会 計	2名	地区副部長
会計監査	2名	

第8条 役員及び班長の選出は、次による。

	選出機関又は移植者			選出方法
	総 会	会 長	各地区	
会 長	○			選考委員会（顧問、相談役、その他役員による若干名）を設け、①総会に付議する会長及び会計監査の人選と推薦を行う。②推薦された会長は現会長及び副会長の協力を得て、総会に付議する副会長、総務、会計を人選し、役員会の承認を経て、総会に付議する。
副会長	○			
総 務	○			
会 計	○			
会計監査	○			
部 長		○		総会で選出された役員（会長、副会長、総務、会計、会計監査）が人選し、会長が委嘱する。
副部長		○		
地区部長			○	各地区において選出し、町会に報告する。
地区副部長			○	
班 長			○	

第9条 役員及び班長の職務

1. 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに、諸会議を招集し、諸会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 総務は会務を処理し、記録作成・管理及び通信の任に当たる。
4. 会計は本会の会計事務の任に当たる。
5. 会計監査は会計事務を監査する。
6. 部長は、会の方針に従い活動計画を立案し、役員会の承認を得て、実施することを原則とする。
7. 副部長は、部長の補佐役として、諸行事を執り行う。
8. 地区部長は、会員相互の親睦を図り、地区内の班長を統括する。会員の入退会があった際は、総務に連絡をとる。集金した会費は会計へ速やかに届ける。

非常事態発生時は、防災会に協力する。

会員に不幸があった際は、町会長又は副会長に連絡し、必要に応じ葬儀等の協力をする。

9. 地区副部長は、地区部長の補佐役として、諸行事を執り行う。

10. 班長は、町会の諸行事に参加し、協力する。

新会員の勧誘。

町会費を集金し、地区部長に届ける。

会員の入退会があった際は、地区部長・副部長に連絡する。

第10条 役員及び班長の任期

1. 役員の任期は2年とする。尚、再任は妨げない。

ただし、町会長は5期を超えての再任は認めない。

また会計および会計監査役は5期を超えての同一役職の再任は認めない。

2. 班長の任期は1年とする。

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は会長の諮問に答えるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

第12条 本会の会議は、総会、役員会、各部会の3会議とする。

総会は毎年1回定時（4月1日から60日以内）に開催し、その他必要に応じ、臨時に開催することができる。

第13条 定期総会では下記の事項を決議する。

1. 前年度の活動報告及び決算

2. 新役員

3. 新年度の活動計画及び予算

4. 会則の改定その他の重要事項

第14条 役員会は、毎月25日に定時開催し、町会運営に関する事項を協議する。

各部会は部内に関することを協議する。

第15条 会議の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が

裁決する。

第6章 会 計

- 第16条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第17条 本会会員は、毎月200円以上の会費を負担する。
ただし、やむを得ない事情があるときはその限りではない。
- 第18条 本会の運営に関する経費は、会費及び寄付金による。
- 第19条 本会は北野神社境内の維持・管理費当として町会費の25%相当額を氏子会に支払う。

附 則

- 第20条 本会に、緊急時の災害に対処するため、防災会組織を設け、その名称を松が丘片山町会防災会と称する。
1. 防災会に本部を置き、その構成は細則に定める。
2. 防災会の運営・活動は、中野区の防災行政に対応する。
- 第21条 本会に、松が丘片山町会こども会（以下子ども会）、松が丘片山長寿クラブ（以下長寿クラブ）を設け、運営はそれぞれの会に一任する。
ただし、子ども会は活動の運営計画、その経過及び会計報告を本会に行う。
長寿クラブは、会計報告を本会に行う。
民生委員、子ども会、長寿クラブの代表は役員会に出席することができる。
- 第22条 顧問、相談役は、本会に尽力した会長、副会長、その他の経験者から選出し、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 第23条 本会の具体的な運営に必要な細則は、役員会の決議により制定、改廃することとする。
- 第24条 本会則の制定、改廃は総会の議を経て行う。ただし、軽微な変更は役員会限りで行うことができる。
- 第25条 本会則は、平成2年4月25日から実施する。

改定 平成12年4月25日
平成20年4月25日
平成29年4月25日
平成31年4月25日

細 則

I 役員及び班長の任期

- 役 員 : 定期総会終了時から2年後の定時総会終了時まで。
ただし、地区部長については地区部の都合により、任期を1年とすることができる。
- 班 長 : 定期総会終了時から1年後の定時総会終了時まで。

II 総会・役員会開催日時・場所

- 総 会 : 原則として、毎年4月25日19時30分から松が丘片山会館において開催。
ただし、同日が日曜日に当たるときは、翌26日に繰り下げ開催する。
- 役員会 : 原則として、毎月25日19時30分から松が丘片山会館において開催。
ただし、
- ① 日にちの変更は役員会の承認を得て行うことができる。
 - ② 4月度役員会は定期総会の都合上、4月25日以前に開催する。
 - ③ 12月度は20日前後に開催し、8月度・1月度は、原則として、休会とする。

III 防災会

1. 松が丘片山町会防災会は、本部を松が丘片山町会事務所に置く。
2. 本部役員の構成を次の通りとし、町会役員がその担当役職に応じ、自動的に兼ねる。ただし、兼任を妨げない。
3. 本部役員の任期は、町会役員の任期が終了したときに終わる。
4. 松が丘片山町会防災会組織を次のように構成する。

会長（町会長）	1名
副会長（町会副会長から1名及び防災部長）	2名
広報部長（町会広報部長）	1名
防災部長（町会防災部長）	1名
救護部長（町会副会長から）	1名
避難誘導部長（町会各地区部長）	地区部の数
避難運営部長（町会副会長から）	1名
情報連絡員（町会長が委任）	2名

IV 慶弔及び表彰

1. 慶弔

(1) 会員

死亡のときは、5,000円を贈り弔慰を表す。

(2) 特別の事情があるときは、会長と副会長の協議により、慶祝、弔意、見舞いの金額と方法を決めて支出することができる。

2. 表彰

役員の退任、又は、特に功労のあった会員に対しては、役員会の協議により、感謝状及び記念品を贈ることができる。

3. 慶弔、見舞い及び表彰に関しての返礼は、原則として、受けない。

V

町会費支出の際の手続き

町会費の支出を伴うもの（物品、工事、無形財産、役務の提供など、以下ものという）の手当をする場合は、原則として、下記の手続きによる。ただし、緊急を要する場合は、必ずしも下記の手続きによらなくてもよい。

1. 留意事項

町会費は町会員の拠出金を中心とした公費であることを念頭に置き、良質のものを可能な限り安価に手当することに努める。

2. 予算管理

支出は、原則として、会計年度始めに策定した予算に基づき行う。

3. 手当手順

(1) ものを手当することについて、原則として、町会長の事前了承を得る。

もの内容により、町会長は副会長、総務、会計の意見を求め、その可否を判断する。

(2) 1件10万円以上の支出については、原則として、複数の先から見積書を取り付け、見積もり合わせを行う。

見積書を取り付けの際は、見積もり依頼先による談合などの不正を排するよう最善の注意を払う。

4. 手当先の選定

見積もり合わせの結果、適正価格先を手当先に選定する。

適正価格先が複数ある場合は、町会員を優先的に配慮する。

この際、納期、品質、品質保証、アフターケア等について十分留意する。

5. 支払い

ものの納入がなされた後、請求書とさきに提出された見積書との照合、確認の上、会計にその支払いを依頼する。

会計は、資金管理の機能を有し、その立場から、見積書と請求書の内容を確認の上、支払い手続きを行う。

- 30万円超の予算にない支出を伴う異例な案件は、臨時総会を開催し承認を得る。

VI 賛助会員

- 本会会則第2条に定める居住者に該当しない者にあつては、本会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。
ただし、表決権等の権利は有しないものとする。
- 賛助会員になろうとする者は、会長に加入申し込みし、第17条に定める会費と同等額を納入する。

VII 会館及び町会所有物の使用料

		町会関係会合等	町会員	町会員以外
			個人・慶弔・クラブ・同好会・打ち合わせ等	個人・団体
会館	午前 9:00~12:00	無料	3,000 円	5,000 円
	午後 13:00~17:00		4,000 円	5,000 円
	夜間 18:00~21:00		4,000 円	5,000 円
	終日 9:00~21:00		8,000 円	10,000 円
備品		無料	無料	有料（都度相談）

- (注) 1. 会館及び備品の使用は、①町会関係会合等 ②町会員 ③町会員以外の順で使用を優先する。
- 町会員及び町会員以外の外部への備品持ち出しについては、都度使用の可否及び使用料金を相談して決定する。
 - 上記使用料は原則であつて、使用者が町会員に限り特別な事情がある場合は、これを考慮することができる。
 - 申し込み先は、執行部役員（会長・副会長・総務・会計）とする。
 - 予約の取り消し、変更は、利用日の2日前までに予約を依頼した執行部役員に届け出る。

VIII この細則を変更する場合は、役員会の決議による。

改定 平成12年4月25日
 平成20年4月25日
 平成22年4月26日
 平成31年4月25日